

内閣府特命担当大臣（防災）

松村 祥史 殿

台風第13号による大雨災害に
係る緊急要望書

2023年9月20日

茨 城 県

要 望 書

台風第13号による記録的な大雨等により、本県においては、多くの河川の越水や土砂崩れなどがあり、死者2名・負傷者2名の人的被害のほか、多くの家屋が床上・床下浸水の被害に遭うなど、甚大な被害が発生しました。

被害は、住宅等の建物被害のみならず福祉施設や医療機関に加え、農地や水産加工施設等の農林水産関連施設、道路等の公共土木施設等、広範囲に及んでおります。

本県は、東日本大震災に伴い大きな被害を受けながら、復興に取り組んでまいりましたが、8月下旬の福島第一原子力発電所のアルプス処理水の海洋放出による風評に不安を抱える中で、日立市、高萩市及び北茨城市を中心に甚大な被害を受け、多くの住民や地域経済に大きな打撃を受けております。

このようなことから、国におかれましては、こうした被災地の厳しい状況を十分にご理解いただき、県民の安全・安心な日常生活が一刻も早く取り戻せますよう、下記の事項について特別なるご配慮をお願いいたします。

2023年9月20日

茨城県知事 大井川 和彦

記

【被災者に対する支援】

○被災者生活再建支援法の制度改正について（内閣府）

被災者生活再建支援法の適用にあたっては、市町村の区域にとらわれることなく、同一災害の被災者が等しく支援を受けられるよう、制度改正を行うこと。

また、支援金の限度額を引き上げるとともに、支給対象を半壊世帯に拡大すること。

○激甚災害への指定について（内閣府）

今回の台風第13号による大雨等により発生した本県の災害について、激甚災害の指定期間などを弾力的に運用し、激甚災害として指定すること。

○被災事業者への支援について（経済産業省）

近年の気候変動により、自然災害は頻発化・激甚化しているため、現行の激甚災害制度に基づく支援だけではなく、被災した地域経済を支える中小企業や本県の主要企業などの事業者がその被災状況に応じ等しく支援を受けられる制度を創設すること。

○被災した水産加工業者の事業継続・再建に向けた支援について

（経済産業省、農林水産省）

地域水産業の中核を担う水産加工業者は、ALPS処理水の海洋放出により、風評が起こるのではないかという不安の中で、今回の台風第13号により被災し、甚大な被害を受けたことから、ALPS処理水関連予算の活用等により、機器の導入や施設の改修等への補助をはじめ、被災した水産加工業者の事業の継続・再建に向けた支援を行うこと。

【災害からの復旧】

○農地や農業用施設の災害復旧について（農林水産省）

今回の大雨により被害を受けた農地や農業用施設の迅速な災害復旧に必要な財政支援を行うこと。

○公共土木施設等の災害復旧について（国土交通省）

今回の大雨により被害を受けた県道日立山方線や関根川などの迅速な災害復旧や、再度の災害発生を防止するための対策に必要な財政支援を行うこと。

○災害廃棄物の処理について（環境省）

被災地域においては、今回の災害により大量の廃棄物が発生しており、その処理のために過大な負担を強いられることから、必要な費用の全額を国が支援すること。

○認定こども園に対する災害復旧補助の拡充について（こども家庭庁）

認定こども園の教育（幼稚園）部分に係る補助率について、激甚災害指定がなくとも、保育部分に準じて1／2に引き上げること。

○上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金の要件緩和について（厚生労働省）

厚生労働省の「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金」は、被災した水道施設の復旧に要する費用に対して交付されるが、当該費用が一定額に満たない場合は交付対象とならないなど要件が厳しいものとなっているため、要件を緩和すること。

○学校施設等の災害復旧について（文部科学省）

多数の学校施設や社会教育施設等において、法面崩落や床上浸水、破損等の被害を受けたことから、早期復旧のため、国庫補助率の上乗せなど特段の配慮を行うこと。

【財政措置】

○災害復旧に係る地方財政措置について（総務省）

被災地方公共団体が被災者支援などのために必要な財政需要に柔軟かつ的確に対処できるよう、特別交付税の増額について特段の配慮を行うこと。